

魅力いっぱい農業者年金！「信頼の制度を確立、若い人が意欲をもてる」
 ~ 農業者だけが加入できる農業者年金は、多くのメリットがある年金制度です ~

農業者年金のメリット



発行：富良野市農業委員会

少子高齢化時代に強い年金です

自分の年金原資を自分で積み立てる、**積立方式の確定拠出型年金**です。

年金額が加入者・受給者の数に影響されない安定した年金制度で、運用利回りの状況などで保険料が引き上げられることもありません。

農業に従事する人は広く参加できます！

国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人は誰でも加入できます。農地を持っていない農業者、配偶者や後継者などの家族従事者も加入できます。

脱退は自由です。脱退一時金は支給されませんが、加入期間にかかわらず、それまでに支払った保険料は将来、年金として受け取れます。

旧制度の加入者で特例脱退した人も、60歳未満であれば加入できます。

保険料の額は自由に決められます

自分が必要とする年金額の目標に向けて、自分で保険料を決められます（**月額2万円を基本とし、最高6万7千円まで千円単位で選択**）。農業経営の状況や老後設計に応じて、いつでも見直すことができます。

80歳までの保証が付いた終身年金です

年金は生涯支給されます。仮に加入者・受給者が**80歳前に亡くなった場合**でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金が、**死亡一時金として遺族に支給**されます。

税制面でも特例が用意されています

支払った保険料（最高年額80.4万円）は**全額、社会保険料控除の対象**になり（民間の個人年金の場合、控除額の上限は5万円です）、保険料の15%～30%程度という大きな節税効果があります。

また、農業者年金基金が運用して毎年度各個人に配当する運用益は課税されません。将来受け取る農業者年金も公的年金等控除が適用されます。

認定農業者など担い手には、保険料の国庫助成があります

認定農業者など一定の要件を満たす農業者には保険料の**国庫補助（政策支援）**があり、基本保険料2万円のうち**最高半額**、生涯で最大216万円の補助を受けることができます。国庫補助とその運用益は個人ごとに積み立てられ、将来受給する特例付加年金の原資になります。

特例付加年金を受給するためには農地等の**経営継承**が必要ですが、経営継承の時期についての年齢制限はありません。

自分の保険料で積み立てた分は、65歳から農業者老齢年金として受給することができます。このため、65歳からは農業者老齢年金を受給しながら農業を続け、体力に応じて特例付加年金の受給の時期を決めることもできます。

保険料の助成対象者と助成額

| 区分 | 必要な要件 | 35歳未満 | 35歳以上 |
|----|--|-----------------|----------------|
| 1 | 認定農業者で青色申告者 | 10,000円 (5割) | 6,000円 (3割) |
| 2 | 認定就農者で青色申告者 | 10,000円 (5割) | 6,000円 (3割) |
| 3 | 区分1または2の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者または後継者 | 10,000円 (5割) | 6,000円 (3割) |
| 4 | 認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者 | 6,000円 (3割) | 4,000円 (2割) |
| 5 | 35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者 | 6,000円 | |

保険料の助成は、35歳未満であれば要件を満たしている全ての期間、35歳以上では10年間を限度として通算して20年間受けられます。

農業者老齢年金と特例付加年金

| 政策支援対象者 | 国庫助成 | (経営継承) | 特例付加年金 |
|-----------|------|--------|---------|
| | 保険料 | | 農業者老齢年金 |
| 政策支援対象者以外 | 保険料 | | 農業者老齢年金 |

加入の申込みは、「農協」へ